

TOKYO CARD法人会員規約（ビジネスカード・営業性個人併用型） 新旧対比表

改定箇所は、以下の赤字の通りとなります。

改定前	改定後（2026年4月改定）
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4.（略）</p> <p>（11）当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等</p> <p>（12）会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>（13）当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。（略）</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4.（略）</p> <p>（11）当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等</p> <p>（12）会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>（13）当社から貸与された他のカードを所持している場合において、当該他のカードにつき、上記（1）から（12）に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号、第10号または第11号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。（略）</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>（1）仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>（2）租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>（3）自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>（4）当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>（5）会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。（略）</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>（1）仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。</p> <p>（2）租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>（3）自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>（4）当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>（5）会員または使用者が第12条第4項第9号、第10号または第11号の事由に該当したことが判明した場合。（略）</p>
(2025年4月改定)	(2026年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）、外貨両替その他の事業、およびこれらに付随する事業の次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。（略）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）、外貨両替その他の事業、およびこれらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。（略）</p>
(2025年4月改定)	(2026年4月改定)

個人事業主特約

<p>第4条（個人信用情報機関への登録・利用等）</p> <p>同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。</p> <p>1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力に関する調査のため利用されることに同意します。</p> <p>3. 個人事業主等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p><登録される情報とその期間></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録の期間 (株式会社シー・アイ・シーへの登録)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ※1</td> <td>左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本規約に係る申込みをした事実</td> <td>当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間</td> </tr> <tr> <td>③本規約に関する客観的な取引事実 ※2</td> <td>契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内</td> </tr> <tr> <td>④債務の支払いを延滞した事実</td> <td>契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 申込時点において勤務先は決定しているもの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。 ※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。</p> <p><加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名称：株式会社シー・アイ・シー（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号：0120-810-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/</p> <p>※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号></p> <p>○名称：株式会社日本信用情報機構 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp</p> <p>○名称：全国銀行個人信用情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p> <p>4. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>5. 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。</p> <p>6. 個人事業主等が本特約の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>	登録情報	登録の期間 (株式会社シー・アイ・シーへの登録)	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 運転免許証 等の記号番号等の本人情報 ※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	②本規約に係る申込みをした事実	当社が 個人信用情報機関 に照会した日から6か月間	③本規約に関する客観的な取引事実 ※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間	<p>第4条（信用情報機関への登録・利用等）</p> <p>同意条項に追加して下記条項が適用されるものとします。</p> <p>1. 個人事業主等は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、個人事業主等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を個人事業主等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 個人事業主等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により個人事業主等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。</p> <p>3. 個人事業主等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p><登録される情報とその期間></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録情報</th> <th>登録の期間 (株式会社シー・アイ・シーへの登録)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等の本人情報 ※1</td> <td>左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本規約に係る申込みをした事実</td> <td>当社が信用情報機関に照会した日から6か月間</td> </tr> <tr> <td>③本規約に関する客観的な取引事実 ※2</td> <td>契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内</td> </tr> <tr> <td>④債務の支払いを延滞した事実</td> <td>契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 申込時点において勤務先は決定しているもの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。 ※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。</p> <p>4. 個人事業主等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本個人事業主等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。</p> <p>①信用情報機関が保有する信用情報 当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。 （イ）本条2.により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報 （ロ）信用情報機関が収集した（イ）以外の情報 （ハ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報</p> <p>②信用情報機関による信用情報の利用 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。 （イ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 （ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（イ）（ロ）（ハ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（イ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。</p> <p><加盟信用情報機関の名称・電話番号></p> <p>○名称：株式会社シー・アイ・シー（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>電話番号：0570-666-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/</p> <p>※契約期間中に新たに信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p> <p><提携信用情報機関の名称・電話番号></p> <p>○名称：株式会社日本信用情報機構 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp</p> <p>○名称：全国銀行個人信用情報センター 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p> <p>（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）</p> <p>5. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>6. 個人信用情報機関に開示を求める場合には、本条記載の連絡先へ連絡してください。</p> <p>7. 個人事業主等が本特約の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。</p>	登録情報	登録の期間 (株式会社シー・アイ・シーへの登録)	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 本人確認書類 の記号番号等の本人情報 ※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	②本規約に係る申込みをした事実	当社が信用情報機関に照会した日から6か月間	③本規約に関する客観的な取引事実 ※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
登録情報	登録の期間 (株式会社シー・アイ・シーへの登録)																				
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 運転免許証 等の記号番号等の本人情報 ※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																				
②本規約に係る申込みをした事実	当社が 個人信用情報機関 に照会した日から6か月間																				
③本規約に関する客観的な取引事実 ※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内																				
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間																				
登録情報	登録の期間 (株式会社シー・アイ・シーへの登録)																				
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 本人確認書類 の記号番号等の本人情報 ※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間																				
②本規約に係る申込みをした事実	当社が信用情報機関に照会した日から6か月間																				
③本規約に関する客観的な取引事実 ※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内																				
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間																				
(2025年4月改定)	(2026年4月改定)																				